

いじめのない心身ともに健やかな下庄っ子の育成のために

— 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 —

大野市下庄小学校
令和5年 4月1日 策定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」ということを児童が十分に理解することが大切です。

この学校いじめ防止基本方針「いじめのない心身ともに健やかな下庄っ子の育成のために— 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 —」は、いじめ防止対策推進法(以下「推進法」)第13条の定めにより、本校におけるいじめ防止に係る基本的な理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本とし、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本的理念

- (1) 児童一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、自分自身を大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「明倫の心」を核とした心の教育を推進します。
- (2) いじめが全ての児童に関係する問題であることを認識し、誰もが、いじめる側、いじめられる側、傍観者になり得ることを念頭に、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの根絶に向けて取り組みます。
- (3) 全ての児童が、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう取り組みます。
- (4) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、「結の心」の精神のもと、市、市教育委員会、家庭、地域住民、児童館、放課後子ども教室等その他の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断（いじめとは…）

「推進法」に基づくいじめの定義

いじめとは、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

いじめの具体的な態様例

- ア 冷やかしやからかい、あおり、悪口、陰口、脅し文句等、嫌なことを言われたり書かれたりする。
- イ 仲間はずれ、集団による無視。
- ウ 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられる、叩かれたり蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク インターネットやメール、SNS、オンラインゲーム等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
等

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

「いじめは絶対に許されない」という考えを教育活動全体において貫きます。また、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように指導の在り方に細心の注意を払います。

○学校教育目標「協同的で探究的な学びによって自らを高めていく子を育てよう」のもと、自分の思いを積極的に伝え、他の意見を聴き、ともに学びを深めようとする児童を育成します。一人一人の思いや考えに寄り添い、誰もが安心して学ぶことができる授業を目指します。

○規律ある中で、個々の思いが尊重され、一人一人の個性を認め合い、共に高め合う学年・学級づくりを目指します。

○道徳の時間や学級活動および生活目標をふまえた取組等を通して、豊かな心と人権意識を涵養します。思いやりの心や感謝の心を育てます。

【各月の生活目標】

- 4月 明るいあいさつ・元気な返事をしよう
- 5月 時間を守ろう
- 6月 廊下は、右側を歩こう
- 7月 身の回りの整理整頓をしよう
- 9月 進んであいさつをしよう
- 10月 話をしっかり聞こう
- 11月 思いやりの心をもとう
- 12月 自分や友達のよいところを見つけよう
- 1月 いろいろなあいさつをしよう
- 2月 人の役に立つことをしよう
- 3月 ありがとうの気持ちを伝えよう

○児童会活動やクラブ活動、縦割り班の活動の中で児童の絆を深めます。また、集団宿泊学習などの体験活動やボランティア活動等を通して、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等の取組（環境づくり、家庭用「学校いじめ防止基本方針」の配付、いじめ校内研修の実施、全児童・全保護者対象のアンケート実施、個人面談・保護者面談の実施等）に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】教育計画の振り返りにおいて

- ・あなたは、一人一人の心に寄り添いながら、愛情をもって根気強く児童に対してきたか。
- ・あなたは、協同的で深まりのある授業の実現をめざし、「挑戦」と「協働」に努めたか。
- ・あなたは、学校行事を通して互いに協力し、連帯感を求めて集団における基本的な生活態度を養うように指導ができたか。
- ・あなたは、各教科・学校行事等と関連しながら、年間指導計画に基づいて授業を行い、道徳性を養うことに努めたか。
- ・あなたは、学級活動を通して、児童が基本的な生活習慣を身につけたり、よりよい人間関係を築いたりできるように指導ができたか。
- ・あなたは、縦割り班活動を通して、思いを伝え合い、活動を充実させ、自治意識を高められるように指導ができたか。
- ・あなたは、温かい人間関係と信頼関係で支える学校・学級づくりに努めたか。
- ・あなたは、生活目標を達成させるための効果的な手立てを行ったか。
- ・あなたは、各主任や生徒指導担当・教育相談担当等、関係職員と連携し、問題が起こったときに適切に対応・指導したか。
- ・あなたは、自他の生命の尊さについて、教育活動全体の中で指導したか。
- ・あなたは、各学年の重点指導目標をもとに、人を差別しない人間関係を築けるよう指導したか。
- ・あなたは、情報モラルや情報セキュリティについて適切に指導したか。
- ・あなたは、年間活動計画に基づいて、教育活動全体の中で福祉に関する指導ができたか。
- ・特別支援教育は、教職員全体の理解のもとに進められたか。
- ・特別支援学校や特別支援学級の児童との交流及び共同学習で、児童の特別支援教育への理解を深めることができたか。
- ・本校の児童会活動は、異年齢児童同士が協力し、主体的・実践的に取り組む活動となっていたか。
- ・学校は、児童理解のための情報を交換し、共通理解のもと問題解決を進められたか。

【児童】生活アンケート「しょうちゃんは元気？」や児童アンケートにおいて

- ・今、学校や学級は楽しいですか。
- ・今、困っていることや、悩んでいること、心配なことはありませんか。
- ・さいきん、いやなことをされたり言われたりして、困っている友だちを見たことはありませんか。
- ・人にやさしくしていますか。
- ・あなたは、学級の友だちと互いに認め合い助け合いながら、より良い学級にしようとしていますか。

- ・あなたは、学校の様子をおうちの人と話していますか。

【保護者】学校評価アンケートにおいて

- ・子ども達は、授業の中で、自分の思いや考えをもち、それらを伝えたり聞いたりする伝え合いができていると思いますか。
- ・子ども達は、学級の友だちと互いに認め合い助け合いながら、より良い学級にしようとしていると思いますか。
- ・子ども達は、楽しい学校生活を送っていると思いますか。

【地 域】学校運営協議会評価書において

- ・生活アンケート「しようちゃんは元気」を継続して行い、児童の心の状態や友人関係の把握に努め、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・学校の公開、情報の共有に努め、家庭・地域・学校をつないで、下庄小校区の教育を共に充実させていく。

(3) いじめの未然防止

①「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ対策の方針や具体的な活動について計画・実践します。

②人権感覚を基盤とする授業研究・授業実践を通して、人間関係を構築します。

一人一人の思いや考えに寄り添い、誰もが安心して学ぶことができる授業の積み重ねで、自信を持って生活できる子どもを育てます。

③個々の思いが尊重され、一人一人の個性を認め合い、共に高め合う学年・学級経営、縦割り班活動を工夫します。

ア 安心して活動できる集団づくりに取り組みます。

イ お互いの頑張りを振り返ったり、認め合ったりする場を設け、自他を大切にする心情を育てます。

ウ 協働・協同的な活動を通して、人間関係を築いていく力を育てます。

④「開かれた学校」の観点に立ち、「学校だより」等を通していじめへの対処方針やいじめ防止に関する情報を積極的に発信し、保護者や地域に理解や協力を求めます。

⑤インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、「インターネット我が家のルール」を用いて保護者とともに考える機会を設けます。また、PTAとも連携し、発達段階に応じて情報モラル教育の充実に努めます。

⑥幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼稚期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を行います。

⑦特に配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援や他の児童への指導を行います。

ア 発達障がいを含む、障がいのある児童

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

ウ 性同一性障がいや性的傾向・性自認に係る児童

エ 不登校及び別室登校している児童

オ 新たな感染症の感染あるいは濃厚接触者となった児童

カ その他家庭的な事情等で配慮が必要な児童

- ⑧過去のいじめ発生事例をもとに、いじめの未然防止対策を行います。いじめに対する教職員の意識啓発や児童への適切な指導を行います。

(4) いじめの早期発見

①全教職員による児童の観察および定期的なアンケートを通して、気がかりな児童への声かけや教育相談、関係教職員への情報共有を行います。

②「いじめ対策委員会」を毎月行い、気がかりな児童について情報交換を行います。

ア 生活指導部研究会で、気がかりな児童について情報交換を行います。

イ 結の故郷教育相談員やスクールカウンセラーと情報交換を行います。

③全学年で毎月、生活アンケート「しょうちゃんは元気？」および「ミニしょうちゃんは元気？」を実施し、学校生活の状態や友人関係とその変化、悩みごとなどについて把握し、個別の教育相談を行います。

④家庭や地域と連携し、いじめに関する情報を収集します。

ア 欠席した日の電話連絡や毎日の連絡帳を活用し、情報を収集します。

イ 2日以上欠席が続くときは、家庭訪問等を行います。

ウ 保護者対象のいじめアンケートを定期的に実施し、情報を収集します。

エ 地域からの情報提供や学校運営協議会での情報を活用します。

⑤教職員対象に、いじめに関する事例研究・校内研修を実施します。

(5) いじめの事案対処

① いじめが発覚したら、即時「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的に対応します。また、その後の経過も共有し、継続的な指導を行います。

② 「いじめ対応サポート班」は次の内容を手順に従って行います。

ア 当該児童に個別に聞き取りを行い、情報の収集と事実の確認を行います。帰宅後である場合は、関係教職員が家庭訪問し、聞き取りを行います。当該児童保護者の要望・意見を十分に聴取します。

イ いじめ対策委員会にて対応策を検討します。

ウ 対応策を全教職員及び当該児童保護者に周知します。

③ 「いじめ対策委員会」が、対応策を組織的に実行に移し、適切な指導・支援を行います。

ア 「いじめ対策委員会」を3日後、10日後、1ヶ月後など適時開催し、対応策実行による状況変化を確認します。

イ 当該児童について常に保護者と連絡を取り合いながら、変容を把握します。

ウ 対応策に修正が必要な時は、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、修正策を検討します。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときや、児童に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と連携して対処します。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめの重大事態における学校の対応

いじめの重大事態に対しては、推進法第23条に則り、国および県のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって対処します。また、重大事態が発生した旨を、大野市教育委員会を通じて大野市長に速やかに報告します。さらに、警察等関係機関と連携を図り、事実関係の調査等に協力し、調査結果の報告を速やかに行います。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

全教職員で構成します。

(2) いじめ対応サポート班

生徒指導主事、当該学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成します。

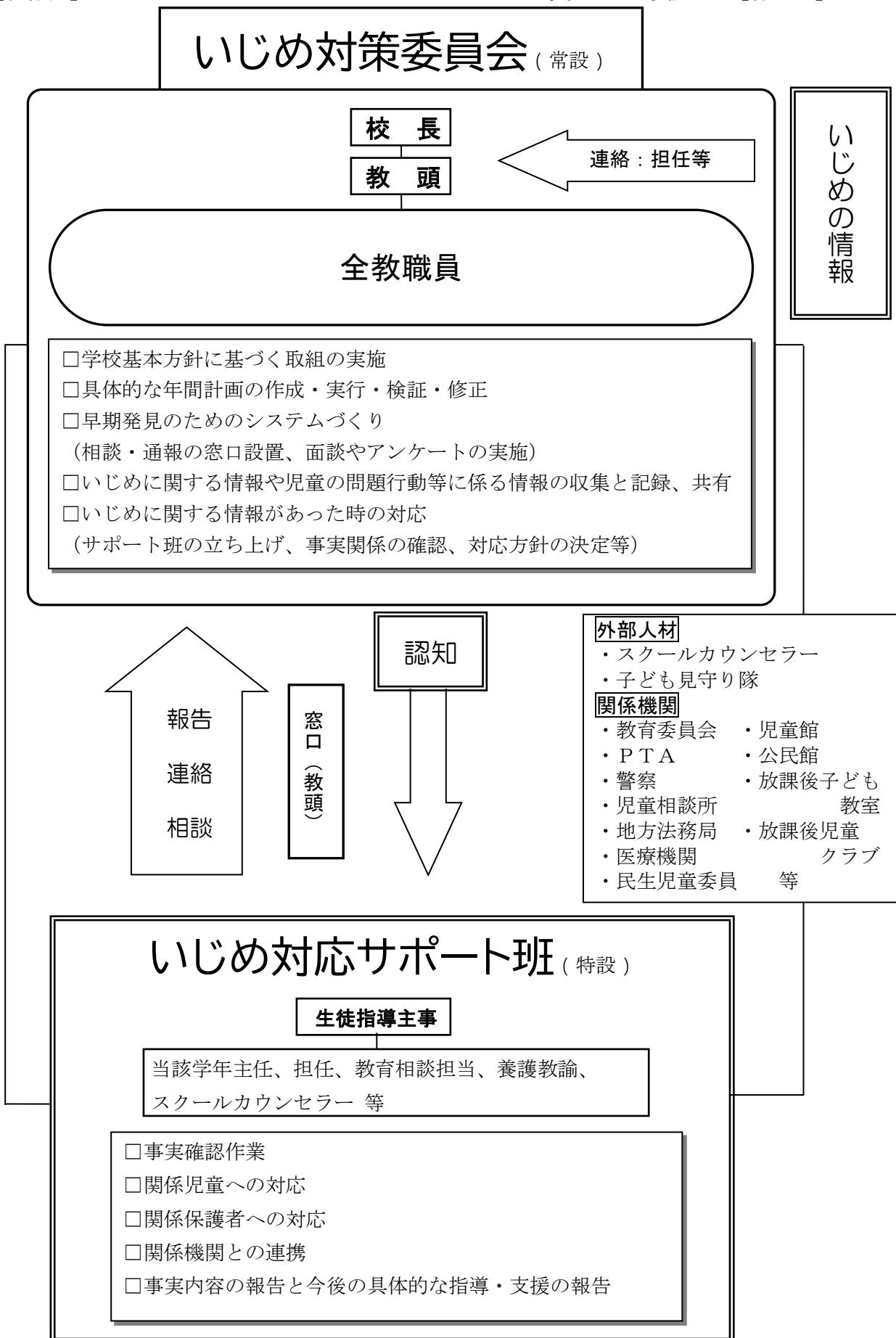
(3) 組織図【様式2】

5 いじめ対策の年間行動計画【様式3】

【組織図】

大野市下庄小学校

【様式 2】



【いじめ対策の年間行動計画】

〔4～7月〕

【様式3】

大野市下庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
通年	いじめ対策委員会 ・児童理解、情報収集 ・児童・保護者・教職員 アンケート調査を もとに、対応協議	児童会活動 ・委員会活動 ・集会活動 ・縦割り班活動 ・清掃活動					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	なかよしタイム（縦割り班活動） ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
	家庭・地域との 情報共有 ・学校だより	いじめのない学級づくり ・規律ある中で個々の思いが尊重され、自治の力がある学級 ・一人一人の個性を認め合い、共に高め合う学級 ・協同的に学び、個が育つ学級					
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識向上	教育相談 ・「しょうちゃんは元気?」「ミニしょうちゃんは元気?」 を毎月実施し、児童との面談を行う。					
		学級開き ・日直活動、係活動等一人一人が活躍できる場をつくる。 ・自治的な組織の構成の工夫 ・お互いのよさを知り、円滑な関係づくりを行う。					
		縦割り活動計画 ・リーダー育成 ・なかよし班の 絆づくり					
5 月		学校公開日 ・授業参観					
		P T A 総会 ・学年懇談会					
6 月		学校公開日 ・授業参観					
		林間学習 修学旅行 学校公開日 ・授業参観					

7 月	保護者懇談会 ・情報や意見収集					体育大会計画 ・リーダー育成 ・5・6年生の 絆づくり
--------	--------------------	--	--	--	--	--------------------------------------

[8~12月]

大野市下庄小学校

教員の動き等	児童の活動等						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
8 月	校内研修 ・人権同和教育 ・いじめの事例研究等					体育大会計画 ・リーダー育成 ・5・6年生の 絆づくり	
PTA親子奉仕活動 ・奉仕体験的な活動　・親子の絆づくり							
9 月	学校公開日 校内体育大会 ・絆を強める　・種目練習　・異学年での交流						
10 月	校外学習 (生活科・社会科・総合的な学習の時間など)						
学校公開日 ・授業参観							
11 月	学校評価の実施 ・保護者 ・児童 ・教職員	学校公開日 校内マラソン大会					
人権集会（児童会・生活委員会） ・人権意識の向上　・いじめを許さない意識の向上 ・友情、信頼を高めるふれあい活動							
12 月	保護者懇談会 ・情報や意見収集 学校評価の集約	学校公開日 授業参観（道徳） ・親子で考える道徳　・家庭との連携					

〔1～3月〕

大野市下庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	学校評価の分析	メディアリテラシー ・情報モラル、約束やきまりの遵守					
		学校公開日 ・授業参観					
2 月	学校評価 ・年度の振り返りと 新年度に向けて						中学校 体験入学
		学級ボランティア（校内奉仕活動）					
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・校内体制の見直し		学校公開日 なわとび大会週間				
	6年生を送る会 ・感謝の心　・次の学年の自覚						